（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定の申請） **第十一条**　法第四十九条第一項の規定により法第七条第七項、第八項又は第十項（第一号に掲げる部分に限る。）に規定する事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定を受けようとする認定特定民間中心市街地活性化事業者は、様式第五による申請書を、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。 2　［略］	（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定の申請） **第十一条**　法第四十九条第一項の規定により法第七条第七項、第八項又は第十一項（第一号に掲げる部分に限る。）に規定する事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定を受けようとする認定特定民間中心市街地活性化事業者は、様式第五による申請書を、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。 2　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。